

一般電気事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令の概要について (電源構成変分認可制度)

平成 24 年 12 月
資源エネルギー庁

1. 改正の趣旨

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」における提案事項を踏まえ、一般電気事業者の電気料金について、料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において、事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金認可改定を認めることができるよう、関係省令について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

①基本スキーム及び法的根拠(法律第 19 条第 1 項に基づく認可)

- ・ 自動変動ではなく、公聴会等を経る通常の認可プロセスとする。
- ・ 当該スキームは、前回改定時に料金改定の認可を受けた事業者に適用。

②適用条件

- ・ 原価算定期間内において、社会的経済的事情の変動により、「燃料消費数量」の変更に伴う燃料費の変動が見込まれる場合に限る。

③対象費用

- ・ 燃料消費数量に連動して変動する費用を対象とする(単価は変動させない)。
- ・ 具体的には、以下の4項目9費用。
 1. 燃料費
 2. バックエンド関係費用(使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費)
 3. 購入・販売電力料(地帯間購入電源費、他社購入電源費、地帯間販売電源料、他社販売電源料)
 4. 事業税

※1 本スキームによる料金値上げ後、原価算定期間中に当該事象が解消された場合には直ちに料金値下げを実施するよう、認可に当たり法第 100 条に基づき条件を付す。

※2 なお、電源構成の変動は託送供給における変動範囲内発電料金等の原価にも影響することから、一般電気事業託送供給約款料金算定規則についても所要の改正を行う。

(参考)

○電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書

②電源構成の変動への対応

原価算定期間の複数年化に伴い、料金算定当初に想定した電源構成が原子力発電の稼働状況等により大きく変動した場合、原価の適正性が維持できないと考えられる。

ただし、原料輸入価格の変動を自動的に電気料金に反映させる燃料費調整制度と異なり、どの電源を稼働させるかは経営判断そのものであり、恣意的な料金転嫁を防ぐ必要がある。

このため、一般電気事業供給約款料金算定規則を改正し、原価の適正性を予め行政が確認する料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認めることが適当である。なお、当該料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる。

なお、認可を経るとしても総原価を洗い替える必要がないことから、査定プロセスが簡略化され、より短期間での料金改定が可能となると考えられる。